

令和元年度 群馬県介護支援専門員 再研修案内

◆令和元年度群馬県介護支援専門員 再研修

- ・この研修は群馬県に登録され介護支援専門員証の更新を行わなかった方で、再度実務に従事するための介護支援専門員証の交付を希望される方を対象とした研修です。
- ・この研修を全日程修了し、交付申請手続きをすれば介護支援専門員証が交付されます。

1. 目的	介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識及び技能を再修得することを目的とする。
2. 主催	社会福祉法人群馬県社会福祉協議会（群馬県指定研修実施機関）
3. 研修日程	研修時間 5 4 時間 令和元年 12 月 20 日（金）～令和 2 年 2 月 27 日（木）までの 1 0 日間 ※日程詳細は、別紙 1 「令和元年度介護支援専門員更新研修（実務未経験者）・再研修日程表」を参照 ※希望制受講の「介護保険認定調査員研修」（令和 2 年 1 月 9 日（木）、4 時間）及び「アセスメントツールによる居宅サービス計画の作成手法について」（令和 2 年 1 月 21 日（火）、3 時間）を希望する方は、最大 61 時間、1 2 日間となります。
4. 研修会場	・昌賢学園まえばしホール（前橋市民文化会館）大ホール（前橋市南町 3-62-1） ※駐車台数に限りがあり、詰め込み駐車となります。満車の場合有料駐車場をご案内します。 ・群馬県社会福祉総合センター 8 階大ホール又は 6 階（前橋市新前橋町 13-12） ※社会福祉総合センターの場合は、構外第 1 駐車場（徒歩 15 分）ご利用となります。（構内駐車場は利用できません）
5. 受講資格	次のいずれかに該当する者とする。 ①介護支援専門員として都道府県知事の登録を受けた者であり、登録後 5 年以上実務に従事したことがない者又は実務経験はあるがその後 5 年以上実務に従事していない者で、今後、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者 ②実務経験はあるが、その後実務に従事する予定がないとして更新を行わなかった者等で、実務経験後 5 年を経過する前に再度実務に従事するため介護支援専門員証の交付を受けようとする者 また、介護支援専門員実務研修修了後、相当の期間を経過した者
6. 受講料・申込方法	33,000円 ※左記の金額にはテキスト代、昼食代等は含まれません。 申込にあたっては、受講申込書を 令和元年10月31日(木) までに下記までに郵送してください（ただし、定員に達し次第締め切り）。 受講料は、受講決定の際に同封される払込取扱票によりお支払いいただきます。なお、一旦納付された受講料は返還いたしません（受領証は大切に保管ください）。
7. 定員	50 名（先着順、定員に達し次第、締め切らせていただきます）

<p>8. 研修テキスト</p>	<p><u>必ず以下のテキスト①・②を両方ご準備の上受講してください。</u>一般の書籍として販売されていますが、研修当日に間に合わない可能性がありますので、長寿社会開発センターホームページ http://www.nenrin.or.jp/publishing/index.html もしくは、受講決定時に同封する「介護支援専門員更新研修・再研修テキスト FAX 申込用紙」よりお申込をお願い致します。</p> <p>研修テキストは事前に購入して、自主学習につとめてください。</p> <p>① <七訂>介護支援専門員実務研修テキスト 8,000円(税別) ② <六訂>居宅サービス計画書作成の手引 1,500円(税別)</p> <p>※両書籍とも、昨年度(平成30年度)改訂がされていますのでご注意ください。</p>
<p>9. 持ち物</p>	<p>・受講票 ・研修テキスト ・受講申込書(控) ・筆記用具等</p>
<p>10. 研修修了者認定方法</p>	<p>全日程を修了し、全ての提出課題及び研修記録シートを提出した者に修了証明書を交付します。遅刻、欠席、途中退席された場合は、修了証明書は交付できません。</p>
<p>11. その他</p>	<p>(1) やむを得ない理由により受講ができなくなった場合、当該科目について、来年度に受講していただくことになります。</p> <p>(2) 介護支援専門員再研修は、介護支援専門員更新研修(実務未経験者)及び介護支援専門員実務研修の一部と、合同で実施します。</p> <p>(3) 研修には希望制受講の科目が含まれています。詳細は、別紙2「介護支援専門員更新研修(実務未経験者)・再研修における希望制受講の科目について」を参照し、希望される場合は受講申込書の所定欄に○印をつけてください。</p> <p>(4) 介護支援専門員の登録が群馬県以外の方は、登録地の都道府県に受講地変更の手続きが必要となります。詳細は、各都道府県の介護支援専門員担当課までご相談ください。</p> <p>(5) 群馬県社会福祉総合センターが会場となる場合の駐車場は、構外第1駐車場となります。詳しくは、別紙3「駐車場案内」をご参照ください。 なお、身体の障がい、足の怪我、妊娠等により受講に際して配慮が必要な方は、事前に申し出てください。</p> <p>(6) 全ての研修科目修了後、介護支援専門員証の交付については、別途群馬県あて申請が必要となります。(研修中にご案内いたします)</p> <p>(7) 研修に係る提出書類等により取得した個人情報については、適正に管理し、研修事務の目的以外に使用しません。なお、研修修了者情報については、「群馬県介護支援専門員実務研修等実施機関指定事務取扱要綱」に基づき群馬県へ提出します。</p>
<p>12. お申込先・お問合せ先</p>	<p>〒371-8525 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉協議会 福祉人材課 電話：027-255-6035 〈9：00～12：00 及び 13：00～17：00〉</p>